墨田区特別区税条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改 正 案

現 行

(寄附金税額控除)

第20条 所得割の納税義務者が、前年中に 次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の 額の合計額(当該合計額が前年の総所得金 額、退職所得金額及び山林所得金額の合計 額の100分の30に相当する金額を超え る場合には、当該100分の30に相当す る金額)が2,000円を超える場合には、 その超える金額の100分の6に相当する 金額(当該納税義務者が前年中に法第31 4条の7第2項に規定する特例控除対象寄 附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の 額の合計額が2,000円を超える場合に あっては、当該100分の6に相当する金 額に特例控除額を加算した金額。以下この 項において「控除額」という。) をその者 の第18条及び前条の規定を適用した場合 の所得割の額から控除するものとする。こ の場合において、当該控除額が当該所得割 の額を超えるときは、当該控除額は、当該 所得割の額に相当する金額とする。

(1) • (2) 〔略〕

- (3) 所得税法第78条第2項第2号から第 4号までに掲げる寄附金並びに租税特別 措置法(昭和32年法律第26号)第4 1条の18の2第2項に規定する特定非 営利活動に関する寄附金のうち、区内に 主たる事務所又は事業所を有する法人又 は団体に対するもの
- 2 〔略〕

(区民税の減免)

第36条 [略]

2 前項の規定により区民税の減免を受けよ うとする者は、納期限日までに規則で定め る申請書にその減免を受けようとする理由 [同左]

- 第20条 所得割の納税義務者が、前年中に 次に掲げる寄附金又は金銭を支出し、当該 寄附金又は金銭の額の合計額(当該合計額 が前年の総所得金額、退職所得金額及び山 林所得金額の合計額の100分の30に相 当する金額を超える場合には、当該100 分の30に相当する金額)が2,000円 を超える場合には、その超える金額の10 0分の6に相当する金額(当該納税義務者 が前年中に法第314条の7第2項に規定 する特例控除対象寄附金を支出し、当該特 例控除対象寄附金の額の合計額が2,00 0円を超える場合にあっては、当該100 分の6に相当する金額に特例控除額を加算 した金額。以下この項において「控除額」 という。)をその者の第18条及び前条の 規定を適用した場合の所得割の額から控除 するものとする。この場合において、当該 控除額が当該所得割の額を超えるときは、 当該控除額は、当該所得割の額に相当する 金額とする。
 - (1) (2) 〔略〕
 - (3) 所得税法第78条第2項第2号<u>及び第3号</u>に掲げる寄附金並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、区内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの
- 2 〔略〕

[同左]

第36条 〔略〕

2 前項の規定により区民税の減免を受けよ うとする者は、納期限日までに規則で定め る申請書にその減免を受けようとする理由 を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。ただし、区長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、区民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。付則

第2条の2の2 削除

を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。

付 則

(公益法人等に係る区民税の課税の特例) 第2条の2の2 当分の間、租税特別措置法 第40条第3項後段(同条第6項から第1 0項まで及び第11項(同条第12項にお いて準用する場合を含む。以下この条にお いて同じ。)の規定によりみなして適用す る場合を含む。) の規定の適用を受けた同 条第3項に規定する公益法人等(同条第6 項から第11項までの規定により特定贈与 等に係る公益法人等とみなされる法人を含 む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺 贈を行った個人とみなして、令附則第3条 の2の3で定めるところにより、これに同 項に規定する財産(同法第40条第6項か ら第11項までの規定により特定贈与等に 係る財産とみなされる資産を含む。) に係 る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑 所得の金額に係る区民税の所得割を課する

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第20条第1項の改正規定及び付則第2条の2の2の改正規定並びに次条の規定は、墨田区規則で定める日から施行する。

(特別区民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項 の規定の適用がある場合における前条ただし書の規定による改正後の墨田区特別区 税条例第20条第1項第3号の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるの は、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による

改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。